

さらなる不法投棄対策ポイント

★不法投棄は違法行為であり犯罪です。その認識が無い（薄い）モラルが欠如した犯人が投棄を行っています。

不法投棄には「**警察署への相談も有効です。**」

★相談には、次の要件が必要です。

<要件①> 明確な証拠であること

★警察による立件には、特に重要なのが客観的に見て明確な証拠であることです。

★不法投棄の客観的な証拠とは、犯行現場や犯人の顔、投棄が行われた瞬間の様子を映した写真や動画、目撃者の証言などを含みます。さらに不法投棄された場所に監視カメラが設置されていれば、その映像データを提供することで犯人特定に繋がる客観的な証拠となります。

<要件②> 故意な投棄であること

★警察が立件を進めるには、物が意図的に放置されたことを確認できることが必須です。

★人が「たまたま落としただけ等」と主張して、犯行を否認する場合、原則として「疑わしきは罰せず」の法則により、警察の立件は困難となります。このような「ずるい」不法投棄をする犯人は、常習的に道路脇や空地などへの不法投棄を行っていることがあります。

<要件③> 被害届を出すこと

★被害届は捜査開始のひとつです。通報など、他のきっかけで警察は捜査を開始します。また、被害届を出すことで、警察が対応する可能性が高まります。うるま市も不法投棄の情報提供や被害届を出すことを推奨しています。度重なる不法投棄や大量の不法投棄が行われる場合は、警察署に被害届を出すご検討を下さい。その一歩が、不法投棄の拡大・未然防止に繋がります。